

一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 27 日

議席番号 23 番

東村山市議会議長 様

質問者 佐藤 真和

記

番号	質問の項目と要旨
1	<p>障がい者も等しくスポーツが楽しめる東村山の実現を</p>
	<p>東村山市がスポーツ都市宣言（1974・昭和 49 年）を行ってからちょうど 40 年がたつ。宣言に基づいて様々な施策を積極的に展開してこられたことは承知しており、昨年秋には国体の会場となり、現在は 2020 年の東京オリンピック開催へと期待を膨らませる声も高い。</p> <p>だからこそ今、スポーツを街づくりの重要な要素としてきた自治体として、障がいがあっても同じように身近で気軽にスポーツを楽しむことができるようにどう取り組んで来たのかについて検証し、宣言に相応しい姿を真剣に追求すべきと考え、以下質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 障がい者のスポーツ施設利用実態を伺う。また、気軽にスポーツを楽しむ機会の拡大（場の提供、教室の開催等）にどう取り組んで来たのか、取り組んでいるのか伺う。 2) 障がいの違い（知的、肢体不自由、視覚、聴覚、難病、内部疾患、発達障がい）に応じて、その障壁解消・軽減にどのような対策、対応を行っているのか伺う。 3) 視覚障がいを持つ方がスポーツセンタープールで行われた水中歩行教室へ参加されたものの、2 回目以降の参加ができなくなったと聞く。事実かどうか確認するとともに、事実であれば、なにが原因でどのように考えているのか、再発防止にどう取り組むのか伺う。 4) スポーツセンターやサンパルネ健康増進施設には障がい者スポーツ指導員の配置はあるか。多摩地区の実態はどうか。また、現場のスタッフが障害についての理解を深める機会を設けているか。

一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 27 日

議席番号 23 番

東村山市議会議長 様

質問者 佐藤 真 和

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>5) 障がい者が介護者同行のもと施設を利用した場合の料金を伺う。近隣他市では同様の場合にどうなるか。障がい者の公共施設利用について条例化している自治体がある。どのような考えによるものか。当市にその考えはないか。</p> <p>6) 改正された「障害者基本法」の総則や第 25 条（文化的諸条件の整備等）、また「障害者総合支援法」の施行（25 年 4 月）、本年 1 月 20 日の「障がいのある人の権利に関する条約」の批准等を踏まえ、障がい者のスポーツ振興についての議論が行われたことはあるか。第 4 次総合計画「2-3-2」や生涯学習計画ではどう位置付けられているのか。</p>
2	<p>新たな人材育成ビジョンと課題について</p>
	<p>昨年 3 月定例議会で答弁のあったように、人材育成ビジョンが 12 年ぶりに刷新され、本年 4 月に公表された。掲げた「目指すべき職員像」や示された諸施策に基本的に賛同しつつ、改定にあたっての考え方、実効性を上げるためのポイント、残る課題等について伺う。</p> <p>1) まず市長に伺う。市長として 7 回目の定期人事異動を終えられたが、自身ではどう評価されているか。特に重視した点、従来より進化させてきた点、苦悩した点、残った課題等、ご説明いただきたい。 また、「みんなで進めるまちづくり基本条例」の具現化には、新ビジョンが着実に実行に移されることが重要と考える。見解を伺う。</p> <p>2) 新ビジョンでは、職員自身が学ぶことを重視しているが、自ら学びたいことを進んで学ぼうとする風土、機会をいかにつくろうとしているのか伺う。また、学んだことを共有する仕組みはどう整えられているのか。</p> <p>3) 大量退職に伴って暗黙知が継承されない、という問題に対して、何らかの手立ては検討されているか。</p>

一般質問通告書

上記の件について、下記の通り質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 26 年 5 月 27 日

議席番号 23 番

東村山市議会議長 様

質問者 佐藤 真和

記

番号	質問の項目と要旨
	<p>4) 再任用職員の増加によるプラスとマイナスは何か。また定年延長の方向が示される中で、役職定年制や降格制度の拡大も検討していくべきではないか。</p> <p>5) 女性のキャリアアップについて、新たな取り組みは進むか。</p> <p>6) 「市民と職員が互いに学習し合う環境整備」を明記した。どう進めるのか。職員のファシリテーター力向上への取り組みがカギになると考える。いかがか。</p>
3	<p>投票率の低下を防ぐため、さらなる手立てを</p>
	<p>全国的に投票率低下が加速し、特に地方選挙においては選挙の有効性が問われ兼ねない事態も発生している。当市においては昨年、駅前施設での期日前投票を可能としたことを評価するものだが、現状を民主政治の根幹を揺るがしかねない危機的状況ととらえ、恒常的な取り組みと、さらなる手立てを追加的に打ち続けることが不可欠と考え、以下質問する。</p> <p>1) 期日前投票が拡大されて以降に行われた選挙の投票率と期日前投票率を明らかにしていただきたい。</p> <p>2) この間、議会でも取り上げられてきた以下の点について、その後どう取り組みが進められているのか。</p> <p>① 投票不便地域の住民への支援</p> <p>② 政治や選挙への関心の惹起</p> <p>3) 市長に伺う。平成 25 年度目標管理における選挙管理委員会の取り組みは「東村山駅周辺期日前投票所」の開設とされ、25 年 7 月の実現が図られたことは評価する。しかし、選挙管理委員として本来掲げるべき目標は、「投票率の低下防止・向上」ではないのか。市政への関心を高めることは「みんなで進めるまちづくり基本条例」の理念に照らし、不可欠と考える。来春に向けて目標値を掲げ、投票率を下げない、上げるための全庁的な取り組みにトライすることを提案し、考えを伺う。</p>